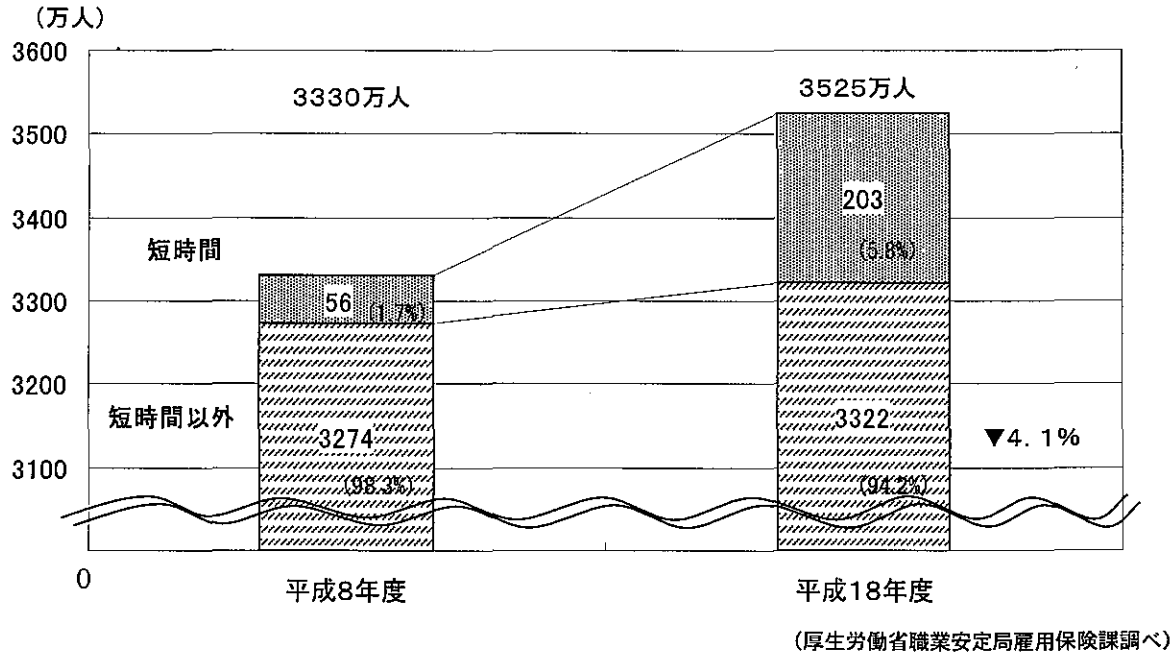


障害者の短時間労働をめぐる状況について

雇用者数の状況

雇用保険一般被保険者数の推移

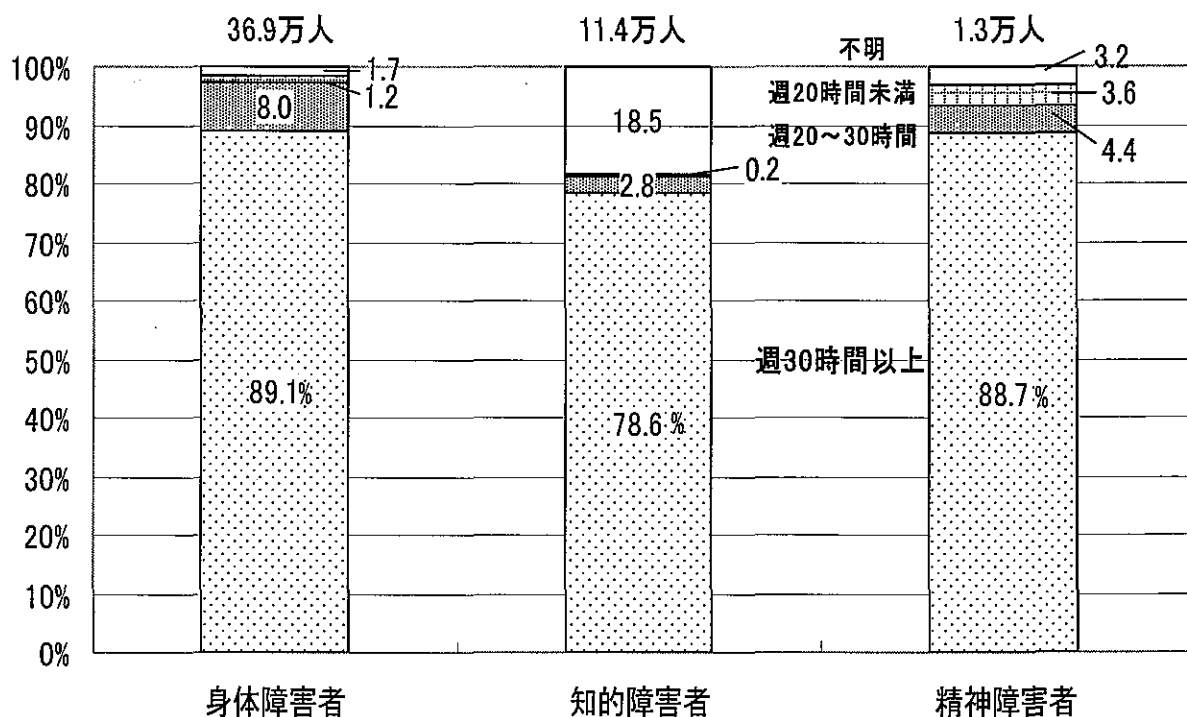


※ 「短時間労働被保険者」とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ一年以上引き続き雇用される見込みがある者をいう。なお、障害者の法定雇用率の算定等の場合に使用する短時間労働者についても同義である。

※ 短時間労働被保険者については、平成13年度より、年収要件(90万円以上)は廃止された。

労働時間別にみた障害者の雇用状況

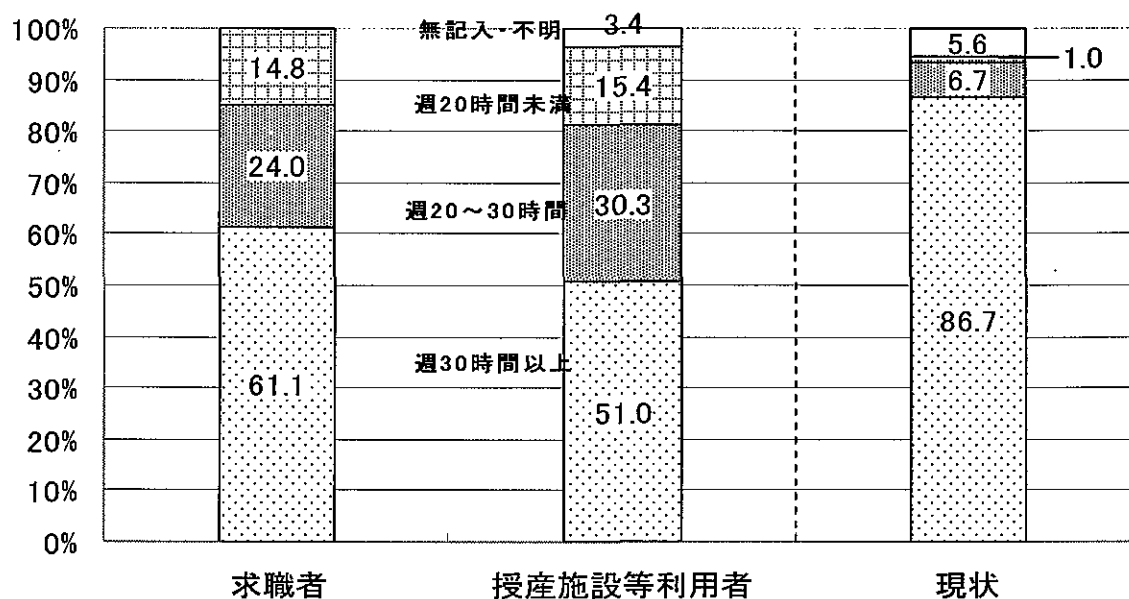
労働時間別雇用状況(障害種別)



(平成15年度障害者雇用実態調査より)

短時間労働に関する障害者ニーズの分析

障害者の希望する労働時間と実際の労働時間



※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」（2006年3月）より
 なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

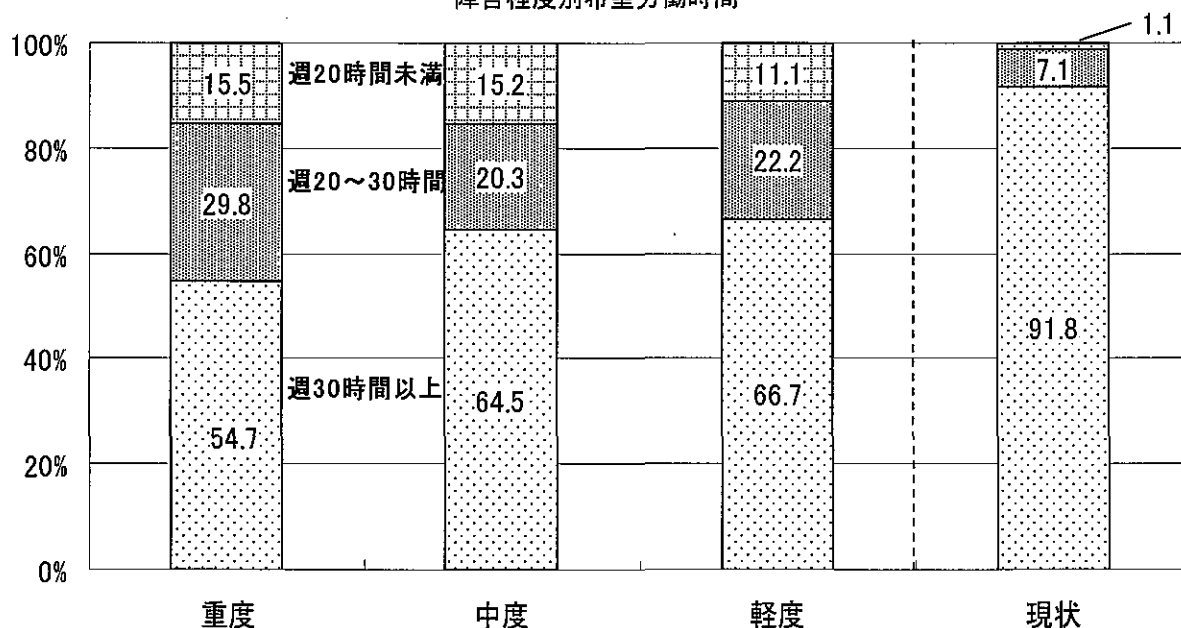
※ 「求職者」とは、全国25カ所の公共職業安定所に訪れた障害をもつ求職者である。また、「授産施設等利用者」とは、全国143施設に入所している障害者である。

障害者職業総合センターのアンケートの有効回答者数については、以下のとおりである。

求職者調査：身体障害者＝371人 知的障害者＝77人 精神障害者＝9人

授産施設等個人調査：身体障害者＝64人 知的障害者＝67人 精神障害者＝9人

障害程度別希望労働時間



※ 障害者職業総合センター「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究 中間報告書」（2006年3月）より

なお、現状については、平成15年障害者雇用実態調査より

※ 障害程度の区分については以下のとおりである。

身体障害：重度（1・2級） 中度（3・4級） 軽度（5・6・7級）

知的障害：重度（1・2度） 中度（3度） 軽度（4度）

（程度区分は東京都の例。なお、療育手帳に記載される障害程度は各自治体により異なる。）

精神障害：重度（1級） 中度（2級） 軽度（3級）